

石巻市新学校給食センター整備運営事業に係る 落札者の決定について

石巻市が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、令和6年5月31日に特定事業として選定した「石巻市新学校給食センター整備運営事業」（以下「本事業」という。）について、総合評価一般競争入札方式により本事業の落札者を決定したので、以下のとおり公表します。

なお、石巻市新学校給食センター整備運営PFI事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）における審査講評は、後日公表します。

令和6年12月6日

石巻市長 齋藤 正 美

1 事業の概要

（1）事業名称

石巻市新学校給食センター整備運営事業

（2）事業場所

石巻市北村字前山4番10

（3）事業の目的

石巻市では、平成27年度に策定した「石巻市学校給食センター整備基本構想」に基づき、老朽化が進行する住吉、河北、河南学校給食センターを統廃合し、新たな学校給食センターを整備するため、令和4年度に「石巻市学校給食センター整備基本計画」を策定している。

この整備基本計画では、令和9年度に新学校給食センターを開所させ、同時に、住吉、河北、河南学校給食センターを廃止し、東学校給食センターと2センター体制で石巻市内全域に学校給食を提供することとしている。

本事業は、新学校給食センターを整備するにあたり、効率的かつ効果的に施設整備、維持管理及び運営を行うため、PFI法に基づき実施するものである。

（4）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和24年3月31日までとする。

ただし、本施設の供用開始日は令和9年4月1日を予定している。

（5）事業方式

本事業は、PFI法に基づき、石巻市と事業契約を締結し、本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）が石巻市の所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である石巻市に施設

等の所有権を移管し、選定事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運営業務を実施するＢＴＯ（Build Transfer and Operate）方式とする。

2 資格審査の結果

入札参加表明・参加資格確認申請書類について、２グループから提出があり、いずれのグループについても参加者が備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認した。

3 提案審査の結果

資格審査を通過した２グループから提案書類の提出を受け、基礎審査の後、審査委員会において総合審査を実施した。その結果、総合審査の最高得点は１００点満点中１００点となった。

4 落札者の決定

石巻市は、落札者決定基準に基づき、審査委員会の選定結果を踏まえ、ジーエスエフを代表企業とするグループを落札者として決定した。

5 落札（提案）価格

８，５０５，６１９，２４５円（税込）

6 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

内容	時期
事業本契約の締結	令和７年３月頃
事業期間	令和７年３月頃～令和２４年３月
施設の整備（設計、建設）期間	令和７年３月頃～令和９年１月頃
施設の引渡し	令和９年１月頃
施設の開業準備期間	令和９年２月頃
施設の維持管理・運営期間	令和９年４月～令和２４年３月